

## 令和2年度 第2回

# 高知市障害者計画等推進協議会 資料

日時：令和2年8月26日（水）18：00—20：00

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

## 目次

高知市障害者計画等推進協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ P. 1
高知市障害者計画等推進協議会条例	・ ・ ・ ・ P. 2
計画推進のための重点施策	・ ・ ・ ・ P. 4
＜報告・協議事項＞	
1 次期計画策定に向けたニーズ調査について	
① 高知市障害のある人の支援に関する調査について	・ ・ ・ ・ P. 5
② 障害児分野に関するニーズ調査について	・ ・ ・ ・ P. 24
	別紙資料 1・2
③ 精神障害分野に関するニーズ調査について	・ ・ ・ ・ P. 32
2 次期計画の概要（案）について	・ ・ 別紙資料 3
3 高知市重症障害児（者）等在宅レスパイト事業について	・ ・ 別紙資料 4
4 改正社会福祉法について	・ ・ ・ ・ P. 46

## ＜添付資料＞

- ・別紙資料 1 令和2年度 高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定におけるニーズ調査結果報告（障害児分野）
- ・別紙資料 2 障害児通所支援事業所アンケート
- ・別紙資料 3 高知市障害者計画（令和3～5年度）体系図（案）
- ・別紙資料 4 高知市重症障害児（者）等在宅レスパイト事業

## 高知市障害者計画等推進協議会 委員名簿

委嘱期間:平成 31 年4月1日～令和4年3月 31 日

	所属	氏名
1	高知市手をつなぐ育成会 副会長	竹岡 京子
2	NPO 法人 高知県難病団体連絡協議会 理事長	竹島 和賀子
3	NPO 法人 高知市身体障害者連合会 会長	中屋 圭二
4	高知市精神障害者家族会連合会 会長	松尾 美絵
5	高知県公立大学法人高知県立大学社会福祉学部 講師	河内 康文
6	NPO法人 ワークスみらい高知 発達障害者就労支援センターこうち MIRAIZ 施設長	石元 美佐
7	(社福)てくところ会 自立訓練施設 施設長	小川 泰子
8	NPO 法人 ブルースター 就労サポートセンターかみまち 所長	澁谷 文香
9	(社福)高知市社会福祉協議会 事務局長	中西 弘行
10	(社福)高知小鳩会 あじさい園障害者相談支援事業所 相談支援課長	中森 勇人
11	(社福)ファミリーユ高知 高知ハビリテーリングセンター センター長	西岡 由江
12	(社福)昭和会 法人本部長	山本 博之
13	公募委員	小嶋 友乃
14	公募委員	松岡 健一
15	高知大学教育学部附属特別支援学校 教諭	宇川 浩之
16	(社福)太陽福祉会 高知障害者就業・生活支援センターシャイン 所長	松本 郁夫
17	高知市民生委員児童委員協議会連合会 大津地区会長	田所 稔
18	高知県地域福祉部障害保健支援課 課長	山岡 正文

## ●高知市障害者計画等推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第51号)

平成29年10月1日改正

(設置)

第1条 高知市障害者計画（以下「障害者計画」という。）、高知市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び高知市障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市障害者計画等推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進の方策に関すること。
- (4) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の見直しに関すること。
- (5) 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の調和に関すること。
- (6) その他障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 障害のある者の代表者
  - (2) 学識経験者
  - (3) 保健、医療及び福祉関係団体の代表者
  - (4) 市民
  - (5) 教育、就労及び雇用関係団体の代表者
  - (6) 高知市自立支援協議会の代表者
  - (7) その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市障害者計画等推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）において審査する。
- 3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において置かれていた高知市障害者計画等推進協議会（高知市障害者計画等推進協議会設置要綱（平成14年5月9日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。）は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 計画推進のための重点施策

### <基本理念>

障害の有無にかかわらず、市民一人ひとりが互いに支え合い、いきいきと輝いて暮らせるまちづくり

### <施策区分>

#### 生活支援の充実

～住み慣れた地域で人とのつながりを大切にして暮らせるために～

##### 1 新たな相談支援体制の構築【体系2-1】

##### 2 生活支援サービスの充実【体系2-2】

#### 多様な雇用と就労の促進

～自己の能力を最大限に発揮し、自立した生活をめざすために～

##### 3 適性に応じた就労と職場定着への支援【体系3-1】

#### 療育・保育・教育における支援体制の充実

～生涯を通して切れ目ない支援を受け、健やかに成長・発達するために～

##### 4 保育・教育における集団生活のなかでの一人ひとりの発達に応じた支援の充実【体系4-2】

# 1 次期計画策定に向けた ニーズ調査結果について

- ① 高知市障害のある人の支援に  
関する調査について

# 1 調査概要

前回・・・平成29年度調査  
今回・・・令和2年度調査

## 【調査対象者】

令和2年5月1日現在、本市に住民基本台帳を有する18歳以上の身体障害者手帳または療育手帳を所有し、障害者支援施設及び療養介護利用者を除いた者から、以下対象者を無作為抽出。

- ①身体障害者手帳所有18～64歳 1,600人
- ②身体障害者手帳所有者65歳以上 250人
- ③療育手帳所有者18歳以上 650人

**合計2,500人**（前回と同じ）

## 【調査方法】

自記式アンケートを対象者に郵送し、返信用封筒での回答を求めた（無記名）。

## 【調査時期】

令和2年5月25日～6月8日

## 【調査回答】

**1,285名**（回収率51.4%）

前回・・・1,301名（回収率52.0%）

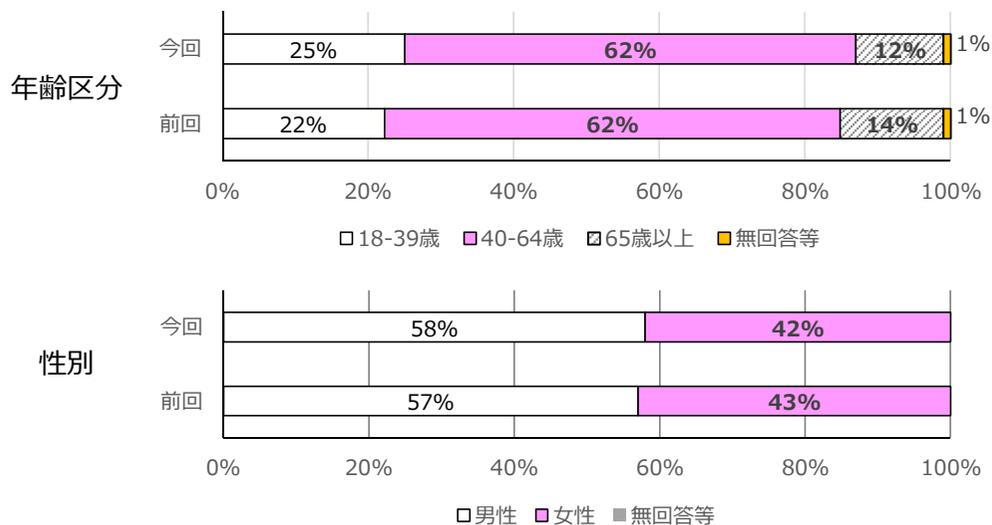
# 2 調査結果

※パーセント表記については小数点第一位を四捨五入、合計値が100%にならない場合がある

## 一般事項 1

### ① 回答者の属性

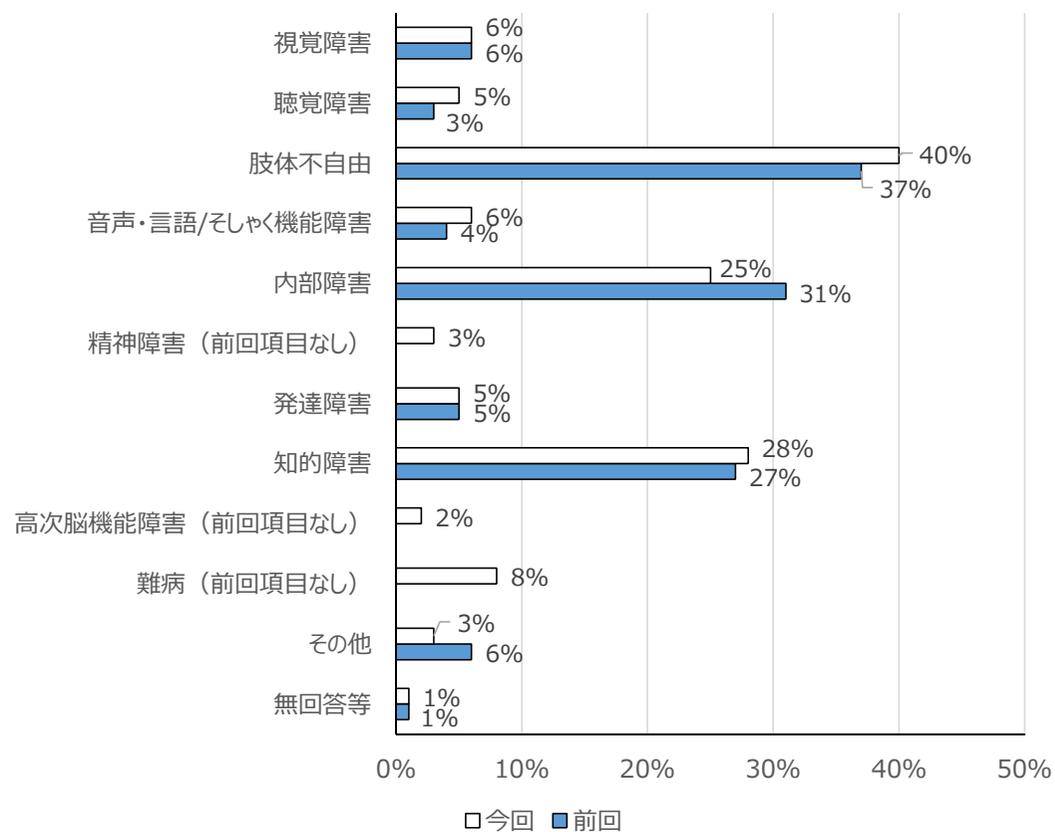
※前回と同傾向



手帳区分	前回	今回
身障のみ	70%	67%
療育のみ	22%	23%
精神のみ	設問なし	0%
身障+療育	5%	6%
その他 (身障+精神など)	設問なし	2%
無回答等	4%	1%

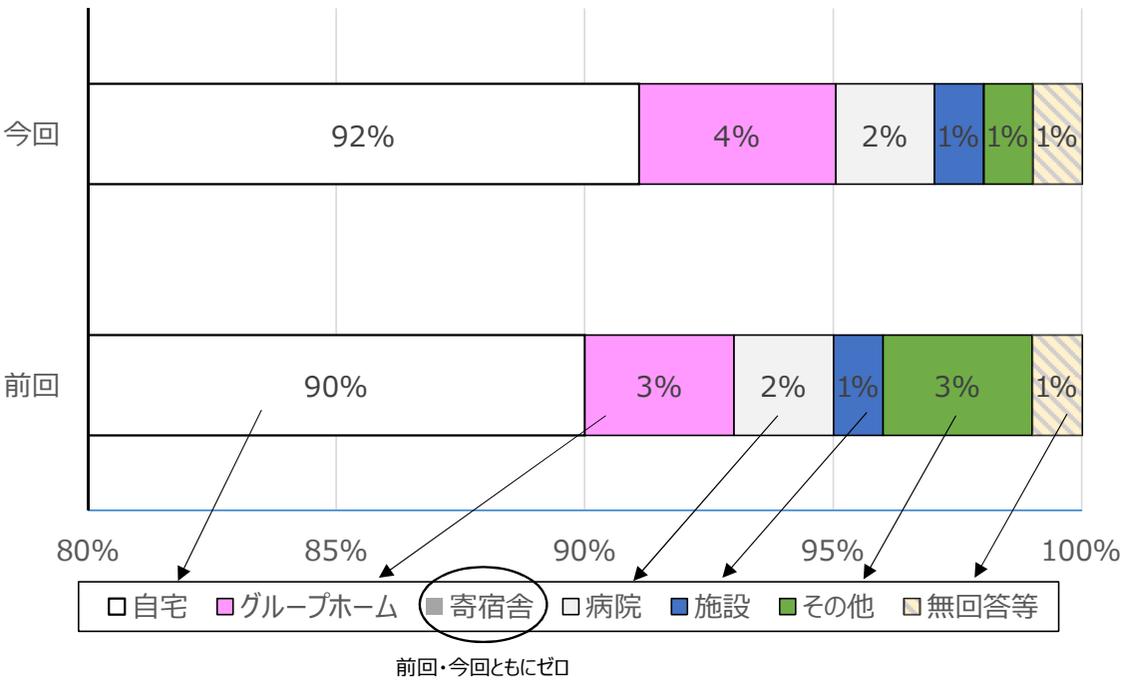
### ② 障害名・診断名 (複数回答)

※前回と同傾向

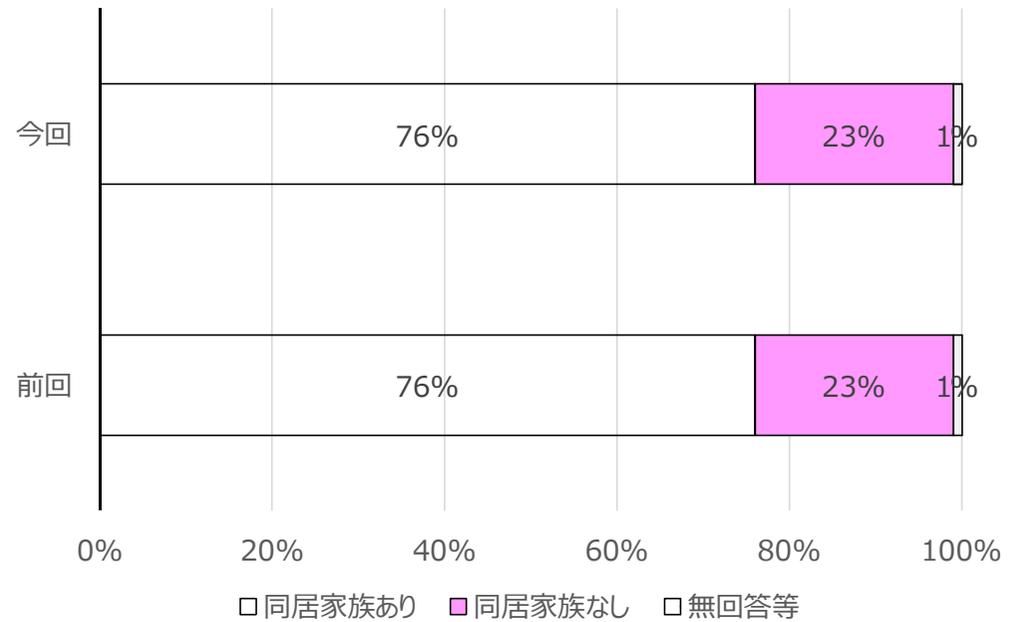


# 一般事項 2

## ③生活場所 ※前回と同傾向

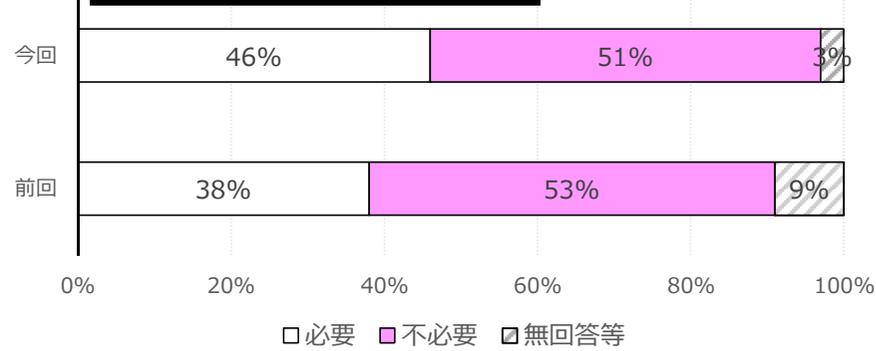


## ④同居家族有無 ※前回と同傾向



## ⑤ 生活するうえでの支援が必要か

※「必要」が前回より増加傾向



### ⑤-1 主な介護者

	前回(n=499)	今回(n=595)
父母	35%	50%
祖父母	1%	0%
兄弟姉妹	8%	5%
配偶者	21%	18%
子供	9%	4%
その他・無回答等	27%	22%

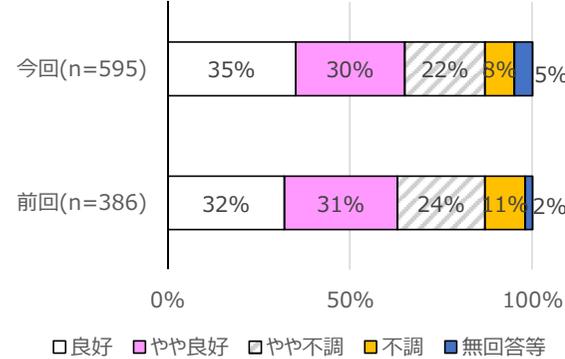
※「父母」の割合が前回より増加

### ⑤-2 主介護者の健康状態

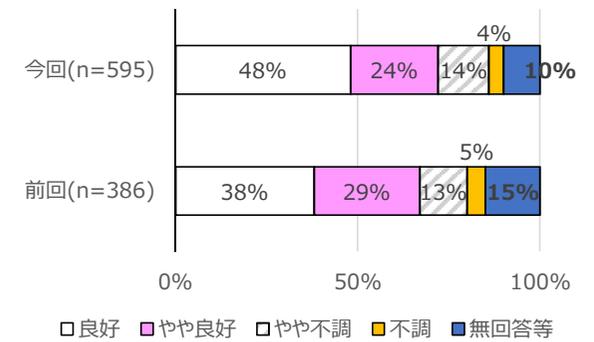
※今回：良好・やや良好65%  
前回：良好・やや良好63%

介護者

#### 【身体的健康状態】

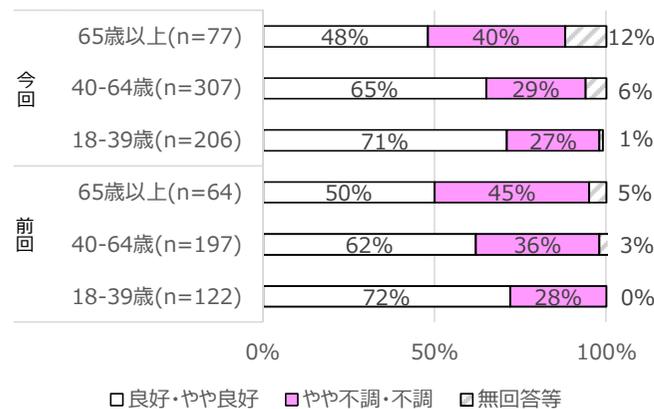


#### 【精神的健康状態】

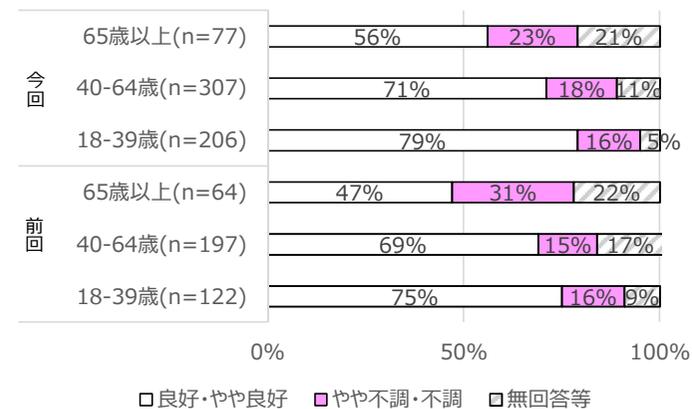


### ⑤-3 主介護者の健康状態（調査対象者の年齢区分別）

#### 【身体的健康状態】

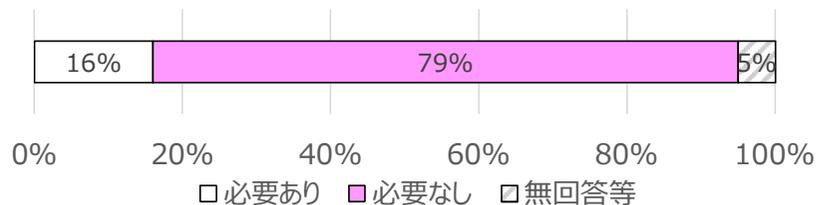


#### 【精神的健康状態】



※対象者の年齢区分が上がるにつれ、介護者の健康状態は低下傾向(前回と同傾向)

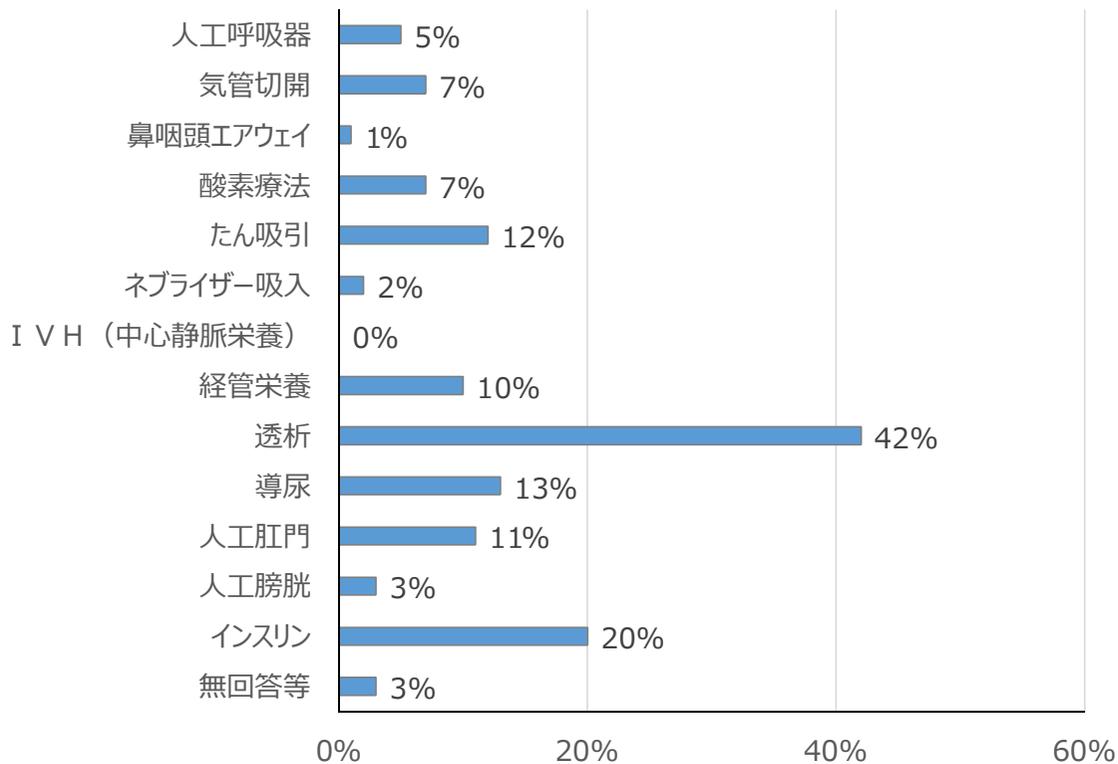
## ⑥ 医療的ケアの有無



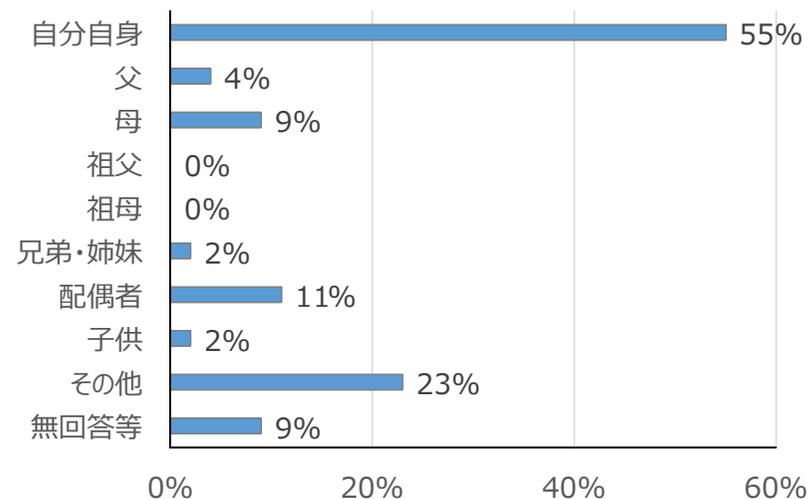
## 医療的ケア

※今回新設設問

### ⑥-1 医療的ケア種別 (複数回答、n=209)

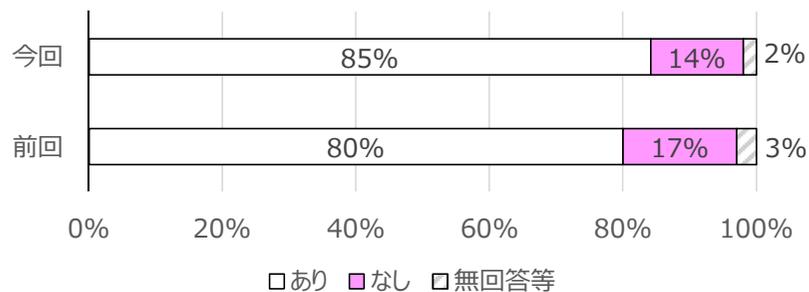


### ⑥-2 医療的ケア実施者 (複数回答、n=209)



## ⑦相談先の有無

※「あり」が5%増加



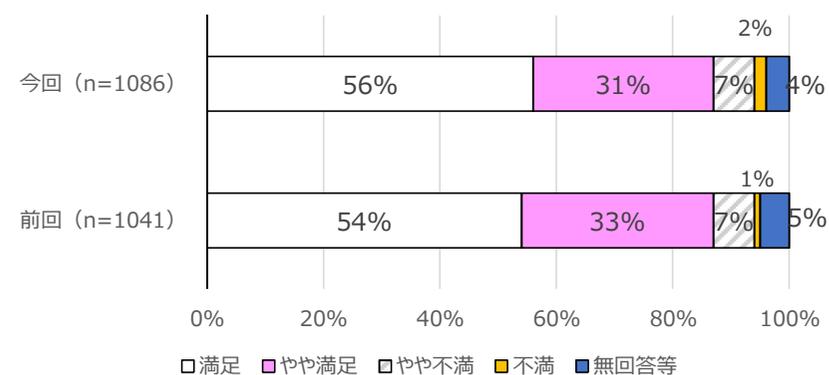
### ⑦-1 相談機関 (複数回答)

	前回 (n=1041)	今回 (n=1086)
家族／親族	76%	75%
保護者仲間	4%	3%
友人／知人	19%	18%
県立療育福祉センター	2%	3%
医療機関	34%	39%
訪問診療／訪問看護／リハビリ	6%	7%
保育園／幼稚園／学校	0%	1%
入所している施設	5%	5%
市役所	9%	9%
市教育委員会	0%	0%
障害者相談センター	8%	7%
相談支援事業所	11%	13%
障害福祉サービス事業所	9%	13%
相談員／民生委員／児童委員	5%	4%
その他	6%	5%
無回答等	0%	0%

## 相談状況

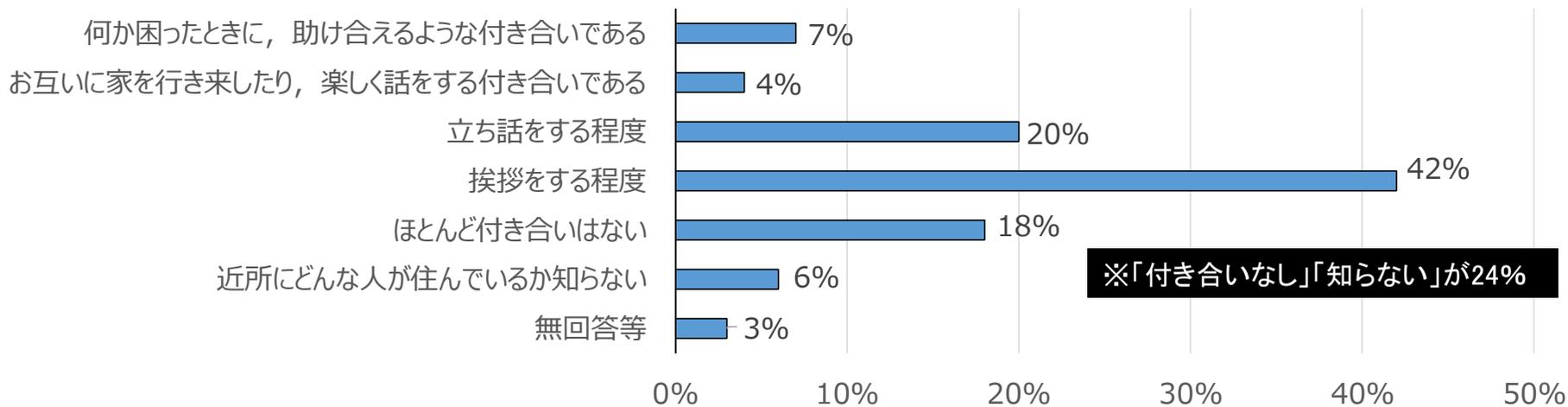
### ⑦-2 相談先の満足度

※前回と同傾向



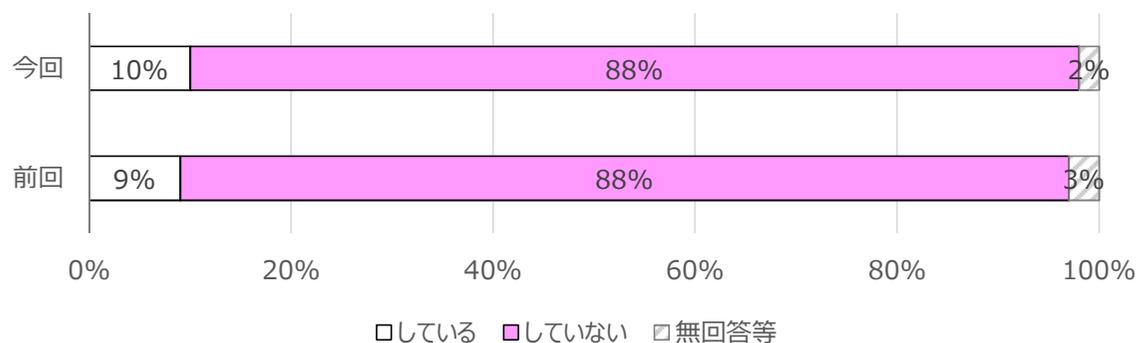
今回	満足 + やや満足	87%
	やや不満 + 不満	9%
前回	満足 + やや満足	87%
	やや不満 + 不満	8%

### ⑧近所づきあい

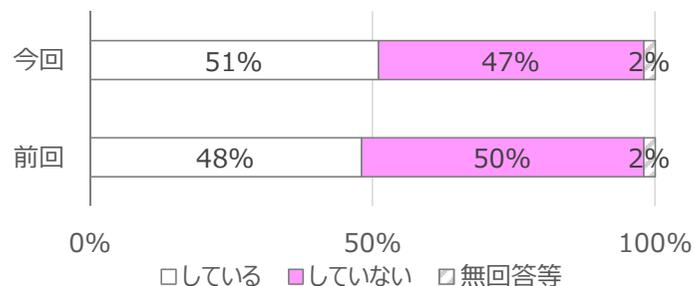


### ⑨障害者団体等への参加

※前回と同傾向



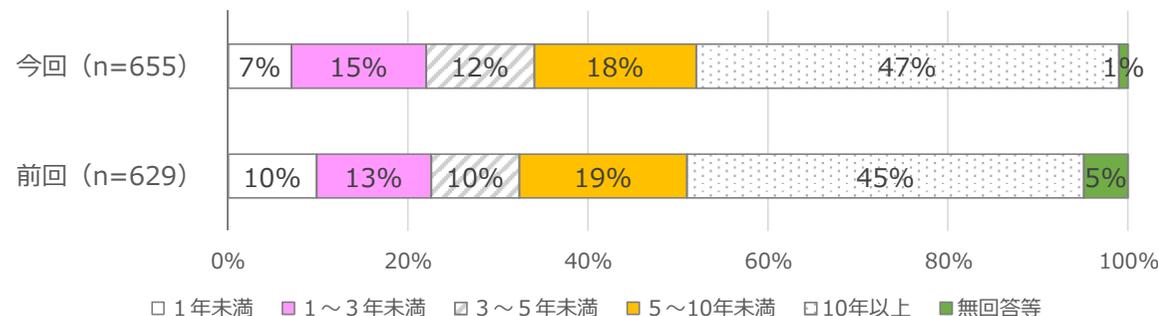
## ⑩ 仕事をしているか



## 就労 1

### ⑩ - 2 就労先継続期間

※10年未満52%、10年以上47%

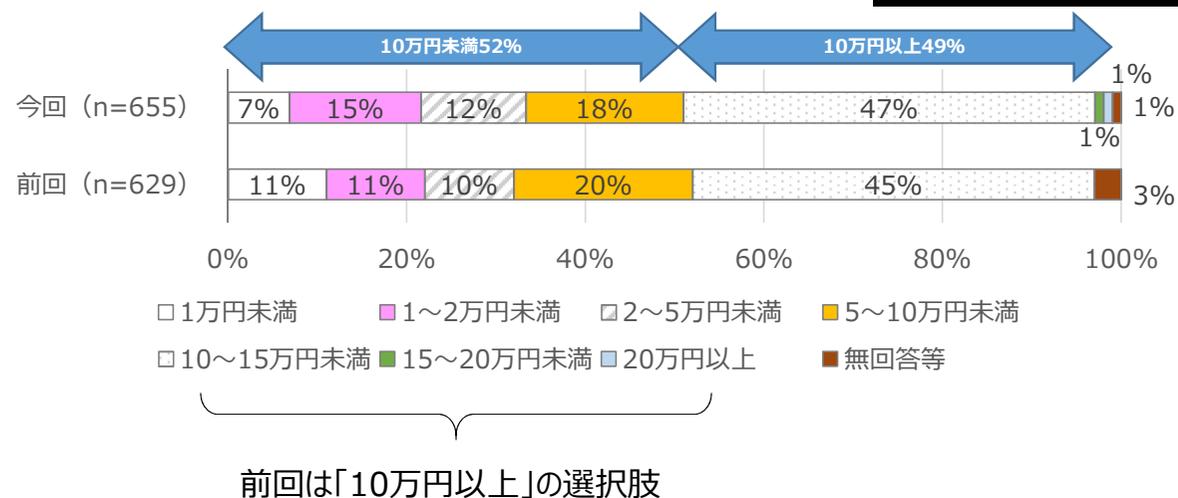


### ⑩ - 1 就労先

	前回 (n=629)	今回 (n=655)
一般の会社・団体 (パート・アルバイトを含む)	53%	55%
自営業 (家の手伝いを含む)	12%	8%
就労駅族支援 A 型事業所	5%	5%
就労継続支援 B 型事業所	21%	24%
就労移行支援事業所	1%	1%
その他	6%	6%
無回答等	2%	1%

### ⑩ - 3 ひと月の賃金・工賃

※回答選択肢を見直したが  
15万円以上の者は2%程度



## 就労 2

### ⑪ 仕事のことについて相談できる人がいるか (n=655)

	前回	今回
している	77%	64%
していない	17%	34%
無回答等	6%	1%

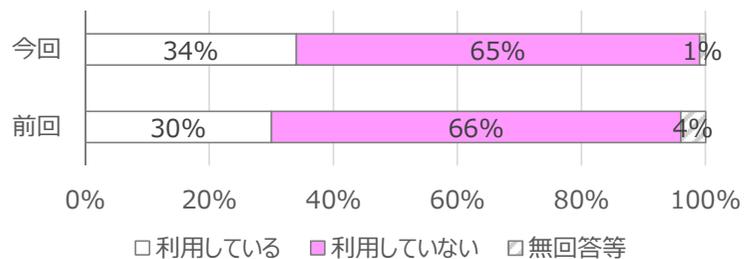
※「している」が減少、「していない」が増加傾向

#### ⑪ - 1 仕事のことでも相談できる人 (複数回答)

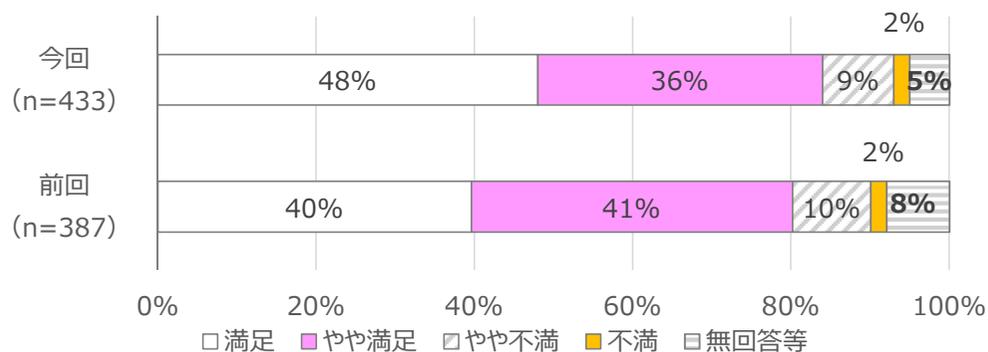
	前回 (n=629)	今回 (n=421)
職場の上司	46%	68%
障害者就業・生活支援センター	3%	7%
職場の同僚	33%	46%
ハローワーク	3%	3%
障害者職業センター	1%	2%
学校の先生	3%	3%
就労移行支援事業所	7%	7%
就労定着支援事業所	項目なし	2%
障害者相談センター	項目なし	3%
相談支援事業所	8%	11%
県・市	2%	1%
その他	9%	9%
無回答等	0%	0%

※「上司」「同僚」が増加、ほか著変なし

## ⑫福祉サービス利用状況



## ⑫-1 福祉サービス利用満足度

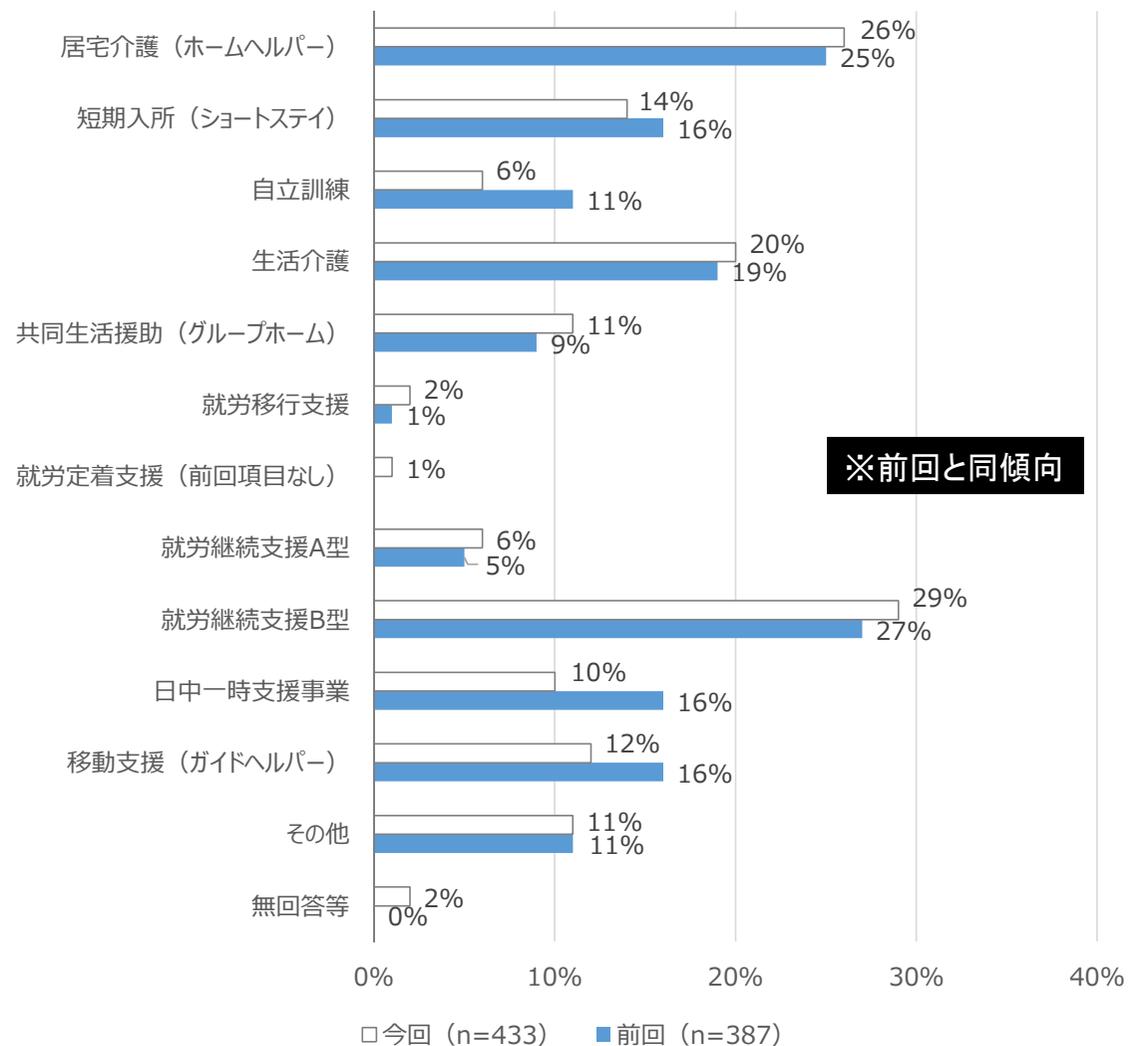


今回	満足 + やや満足	84%
	やや不満 + 不満	11%
前回	満足 + やや満足	81%
	やや不満 + 不満	12%

※前回と同傾向

## ⑫-2 利用サービス

# 福祉サービス



※前回と同傾向

# 防災意識 1

※⑬⑭⑮「分からない」が増加傾向

## ⑬住んでいる家の建築年

	前回	今回
S56.6以降	50%	54%
S56.5以前	26%	22%
分からない	20%	22%
その他	1%	1%
無回答等	3%	2%

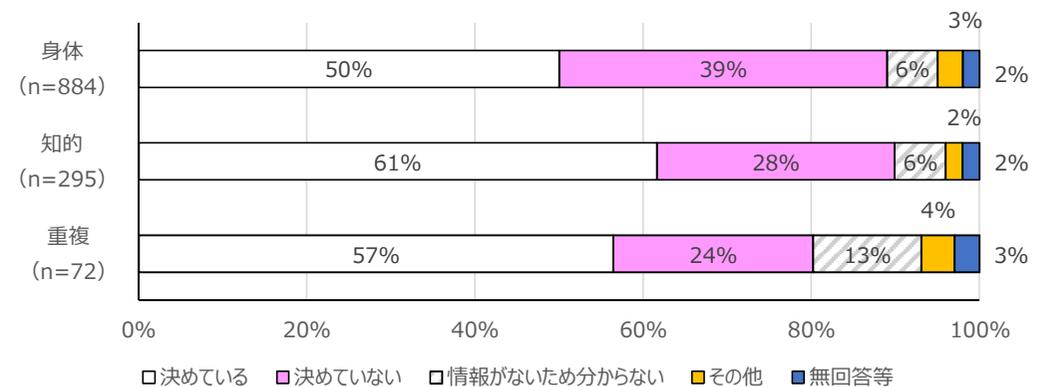
## ⑭住んでいる場所は津波や浸水の被害が 起こる地域に含まれるか

	前回	今回
含まれる	44%	36%
含まれない	33%	34%
分からない	20%	28%
無回答等	3%	2%

## ⑮地震や災害時に避難する場 所を決めているか

	前回	今回
決めている	53%	53%
決めていない	34%	36%
情報がないため分からない	6%	7%
その他	3%	3%
無回答等	4%	2%

### ⑮ - 1 所有手帳別



※身体障害の方が「決めていない」割合が高い傾向

## 防災意識 2

⑩ 災害時の備えとして、準備しているもの、取り組んでいることはあるか？

ある	53%
ない	44%
無回答等	2%

※別途手帳別で分析するも差異なし

⑩ - 2 取り組んでいること (複数回答、n=686)

家具の固定	38%
窓ガラスの飛散防止フィルム	7%
家の耐震補強	10%
防災訓練への参加	21%
その他	2%

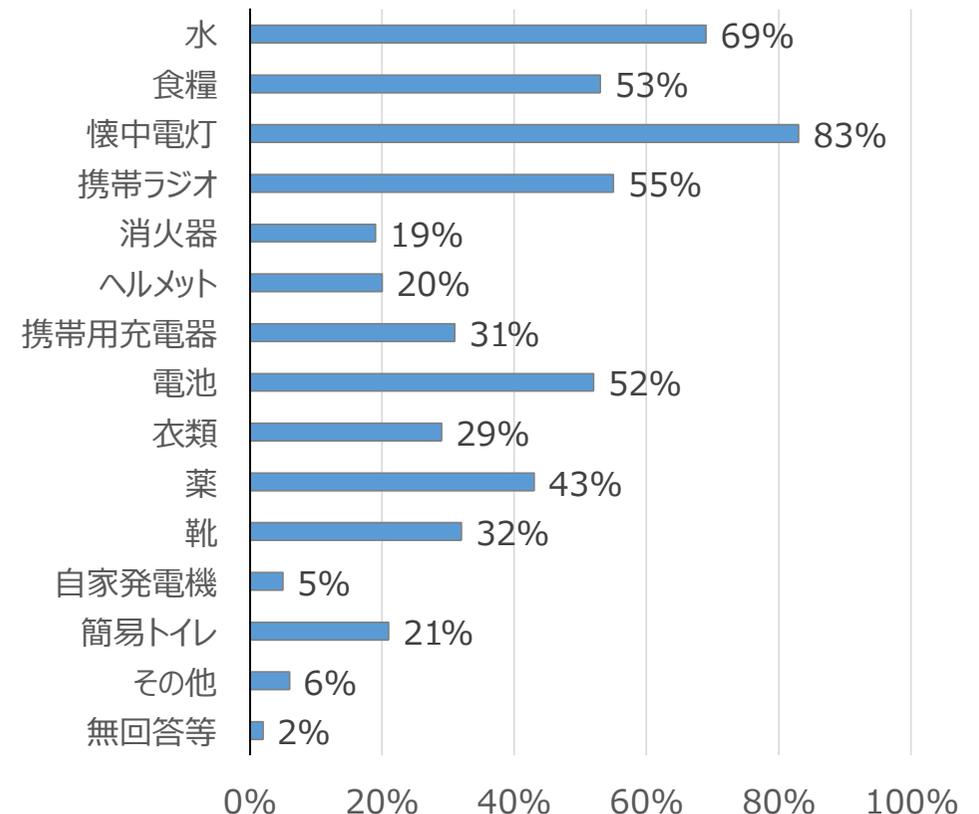
無回答等 41%

※「取り組んでいない」層と考察される

⑩ - 3 準備していない、取り組んでいない理由 (複数回答、n=433)

相談できる人がいない	7%
金銭的な余裕がない	22%
面倒だから	10%
賃貸物件なので工事などができない	8%
自宅にいれば大丈夫だと思っている	13%
何とかなると思っている	17%
取り残されないと思っている	2%
市役所や救助関係者が助けしてくれると思っている	4%
その他	13%
無回答等	3%

⑩ - 1 準備しているもの (複数回答、n=686)



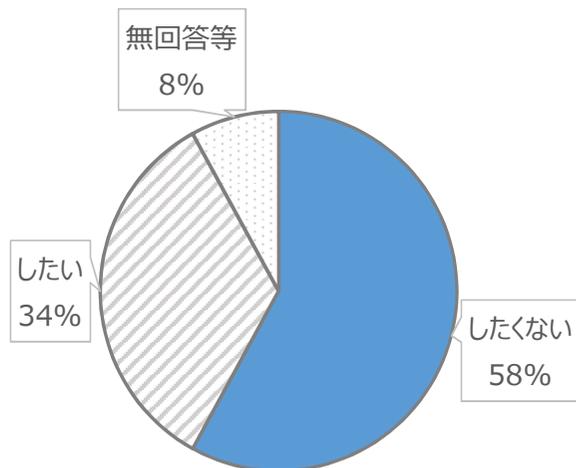
# 成年後見

## ⑰ 成年後見制度を知っているか

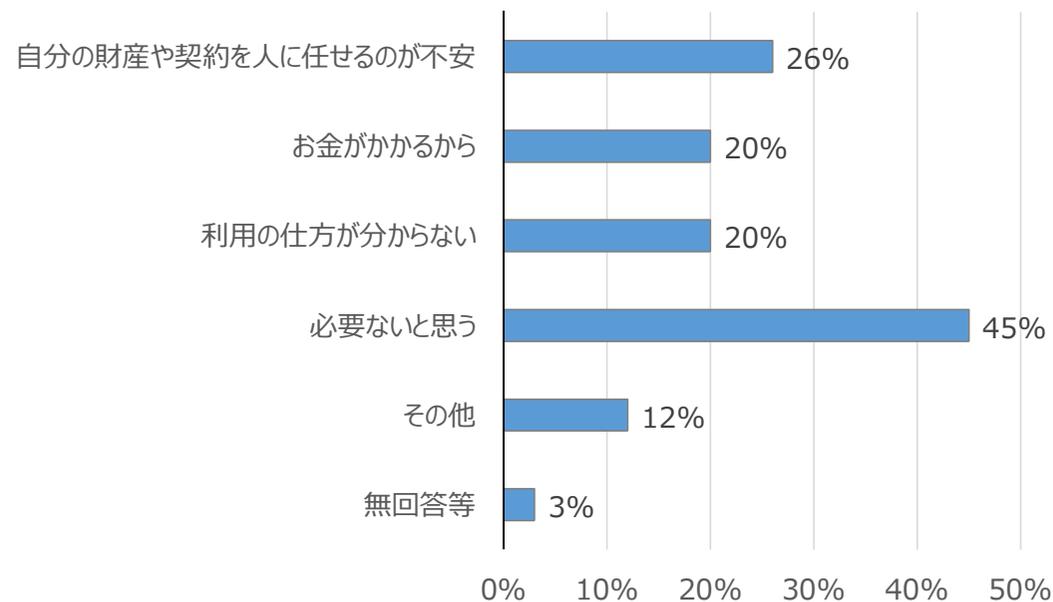
大体知っていた	31%
聞いたことはあるが内容をよく知らない	37%
聞いたことがない	28%
無回答等	4%

※周知が進んでいない可能性あり

## ⑱ 今後判断能力が不十分になったら 成年後見制度を利用したいか



## ⑱ - 1 利用したくない理由 (複数回答、n = 751)

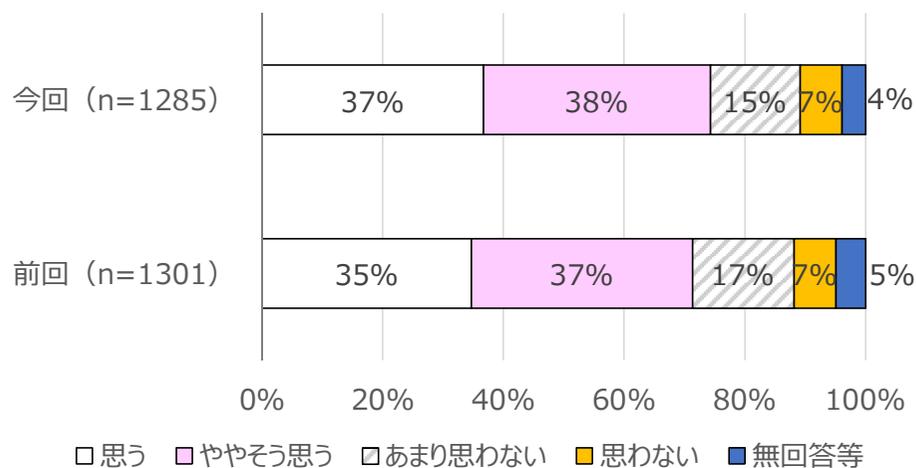


⑱ 今後進めていくべきもの（優先度が高いものを3つ以内）

※身体は「在宅サービス」と「在宅医療」の自宅での支援充実が上位を占める  
 ※知的・重複は「在宅サービス」と「GH/施設」が上位を占め、自宅と施設系両方の充実を求める傾向（家で生活が難しくなったら・・・の思いではないか）

	前回全体 n=1132	今回全体 n=1099	身体 n=791	知的 n=250	重複 n=58
在宅サービスの充実	① 41%	① 45%	① 46%	② 40%	① 67%
放課後/休暇を過ごす場所の充実	5%	6%	5%	9%	9%
職業訓練/就労支援の充実	20%	19%	18%	26%	10%
社会参加の機会づくり	13%	13%	14%	16%	10%
相談やサービス利用調整等の窓口整備	③ 22%	23%	③ 22%	③ 28%	21%
グループホーム/入所施設の充実	③ 22%	③ 24%	17%	① 46%	② 45%
障害の理解啓発の推進	15%	19%	18%	26%	12%
ボランティアの育成	5%	7%	8%	8%	2%
住宅環境の整備	14%	16%	19%	9%	5%
保育所/幼稚園の充実	5%	4%	4%	3%	0%
学校教育の充実	5%	6%	8%	5%	0%
在宅医療の充実	20%	② 26%	② 31%	13%	③ 28%
専門的な療育を受けられる施設の充実	12%	11%	9%	15%	17%
バリアフリー推進（道路・交通・公共施設など）	② 29%	11%	9%	15%	17%
その他	0%	5%	5%	6%	3%

## ②① 自分らしく暮らせていると思うか



今回	思う+ ややそう思う	75%
	あまり思わない+ 思わない	22%
前回	思う+ ややそう思う	72%
	あまり思わない+ 思わない	24%

※前回と同傾向

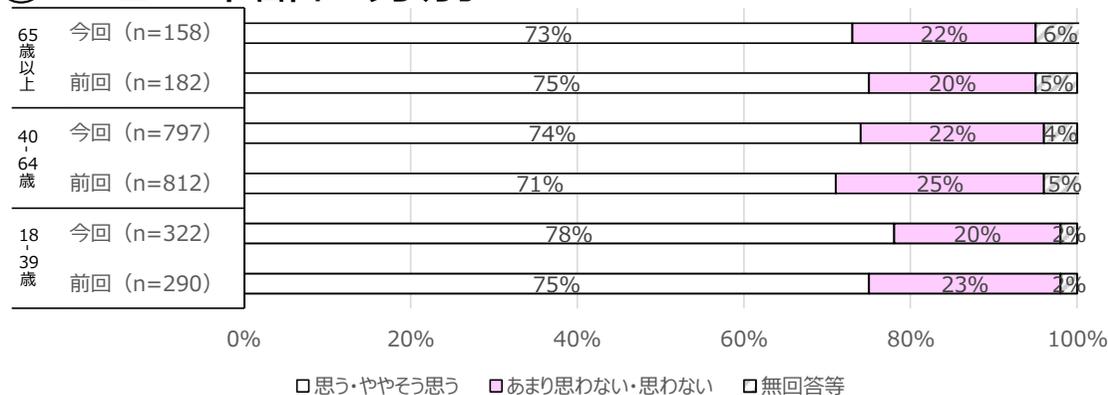
## 自分らしい暮らし

### ②①-1 手帳等級別

		思う ややそう思う	あまり思わない 思わない	無回答等
重度 (身体1・2級 療育A1・A2 その両方)	今回 (n=609)	73%	23%	4%
	前回 (n=621)	68%	28%	4%
上記以外	今回 (n=642)	77%	20%	3%
	前回 (n=680)	75%	20%	5%

※重度区分の「思う・ややそう思う」が増加、「あまり思わない・思わない」が減少傾向

### ②①-2 年齢区分別



※年齢区分別の差異はない(前回と同傾向)

## ②自由記載（抜粋）

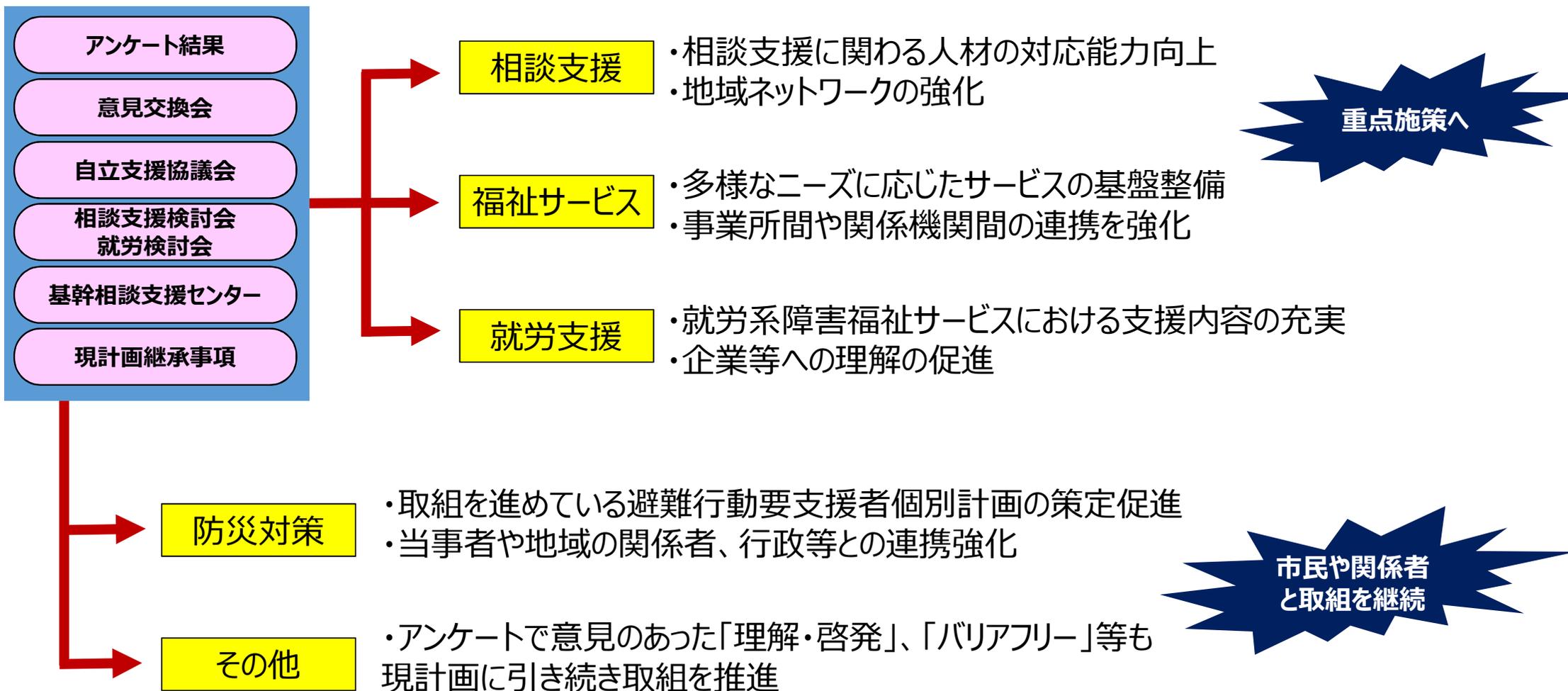
1. 現在はグループホームと通所や教室、日中活動、ガイドヘルパーさんと買物など充実した生活ができています【40-64歳・療育手帳】
2. B型就労、もっと収入アップ希望【18-39歳・療育手帳】
3. 今の職場の方が理解してくれているので安定しています【40-64歳・身体障害者手帳】
4. 路線バス、高速バスの乗り口の段差が大きすぎる。乗降が難しい。洋式トイレ、車椅子用トイレなど増えてきて助かります。医療費の助成やガソリン券等も大変助かっています【40-64歳・身体障害者手帳】
5. 親も高齢化してきているので、今後の生活をどうしていくか心配があります【40-64歳・身体障害者手帳＋療育手帳】
6. 私たち親は60才近く、子供のために長生きしなくてはならないのですが、もし親が亡くなった時のことを考えると不安でなりません【18-39歳・身体障害者手帳＋療育手帳】

※新型コロナウイルスへの不安・障害基礎年金・医療費・行政の手続き・就労・バリアフリーに関する事など、様々な意見あり

### 3 考察

- ✓ 障害のある18歳以上の市民に対し、無作為抽出による実態把握調査を実施し、1,285名の方から回答を得た。
- ✓ 多くの方は、家族や医療機関等の何らか相談先を有しており満足度は高い傾向にあった。
- ✓ 就労している方は51%、うち半数が10万円未満の月額賃金（工賃）であった。
- ✓ 福祉サービスの利用満足度は、前回と比較しても高い傾向にあった。
- ✓ 防災に関する情報は、前回に比べ「わからない」との回答がやや増加しており、必要な情報が得られていない可能性も示唆された。
- ✓ 今後のニーズとして、「在宅サービス」「在宅医療」の希望が多く挙げられた。障害種別によっては、「グループホーム/入所施設」等の施設系の希望が多い結果となった。

# 4 今後の方向性



## ② 障害児分野に関するニーズ調査について

# 1 概要

## 【目的】

障害や発育発達の遅れ等があり、何らかの支援を必要とする子どもとその家族の実態やニーズを把握し、現計画の評価と次期計画に必要な施策の検討を行うため

## 【方法】

意見交換会及びアンケート調査

## 【調査時期】

令和2年4月～7月

## 【対象】

(障害や発達の遅れ等があり、何らかの支援を必要とする子どもの)保護者, 支援者

	対象	日程	方法	対象
1	ひまわり園利用保護者	6月26日(金)	意見交換会	親子通園施設「ひまわり園」・「ゆったりっこクラス」通園児・卒園児の保護者 ひまわり園：8名 ゆったりっこ：3名
2	ゆったりっこ利用保護者	6月16日(火)		
3	保育園長・保育士	7月9日(木)	意見交換会	あゆみ保育園, 石立保育園, 大津保育園, 鴨田保育園, 城南保育園, さえんば保育園から, 各園長及び保育士1名 (事前に高知市の特別支援配置児のいる全認可保育園・認定こども園にアンケート調査を実施)
4	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所	6月発送・7月回収	アンケート調査	高知市内障害児通所支援事業所61か所

## 2 結果

### ※ニーズ調査全体の概要

#### ●サポートファイル ー①活用状況

##### 保護者の意見

- ・保育園でクラスが変わる時に、新しい担任に見せている。
- ・検査値を綴じているが、(サポートファイルでは)すぐに取り出せないなので、携帯電話の写真にも残している。
- ・ひまわり園以外の場所で「サポートファイルを見せて(持ってきて)ください」と言われたことがない。
- ・卒園してしばらく経つと、存在を忘れてしまうし、こまめな性格の人じゃないと続かない。
- ・高知県(つながるノート)と高知市で様式が違うため、転居したときに2冊持つことになって困る。

##### 保育園・事業所の意見

- ・活用している児は情報共有がスムーズ。
- ・保護者からサポートファイルを見てほしい、利用してほしいという要望がない。
- ・サポートファイルは持っているが、使用していない保護者が多い印象をうける。
- ・高知県(つながるノート)と内容が重複しているため、保護者が混乱してしまう。
- ・サポートファイルの記載枠が小さい。
- ・PCで入力したいと思いつながら手が出せていない。
- ・持っているかどうか把握していない。

## ●サポートファイル ー②今後の期待

### 保護者の意見

・引継ぎは支援者同士でやるものだと思っているから、そもそも必要なのかとも思う。

(今後について)

- ・保護者をサポートしてくれるような内容や情報を入れてほしい。
- ・特性別や疾患別のものがほしい。
- ・更新の時期(記入するタイミング)を知らせてほしい。
- ・各機関で共通で使えるものを作ってほしい。
- ・紙ベースじゃなくて、アプリ化してほしい。

### 保育園・事業所の意見

(今後について)

- ・サポートファイルを使用しての引継ぎを意識して行いたい。
- ・進級・進学時にもっとうまく活用したいと思う。

## ●保育所等/学校/関係機関との連携

### 保護者の意見

・医療機関の受診の際に、保育園の担任が同行してくれて、医師からの助言を取り入れてくれている。

・医療機関の理学療法士が園の様子を年1回見に来てくれ、保育士に助言してくれている。

・高知市からいろんな人が保育園に子どもの様子を見に来るが、見に来る人によって言っていることや見解が違う。

### 保育園・事業所の意見

#### ○保育園

- ・保育所等訪問事業で関わり方の助言を受けている。
- ・事業所での支援を見学している。

- ・様々な関係機関が園訪問に来る時期が重なることがある。
- ・事業所に通う日が多く、保育園の生活が積み重なっていかないことに戸惑うケースもある。

#### ○事業所

- ・支援会はできるだけ学校も参加してもらっている。
- ・保育所等訪問支援事業を活用している。
- ・他の事業所も含めて連携している。
- ・学校等への送迎時に先生とのコミュニケーションをとるように心がけている。

- ・家族/保育所等/学校/福祉で情報共有する機会は増えているが、医療の参加が難しい。
- ・学校との連携に難しさを感じる。

(今後について)

#### ○保育園

- ・事業所の利用回数を検討する時や、児の個別計画が変わる時などは、支援会などで連携をとらせてもらいたい。
- ・各事業所の特色を知る機会がほしい。

## ●保護者への支援

### 保護者の意見

- ・病院のソーシャルワーカーが福祉サービスの手続きなど詳しく教えてくれる。
- ・赤ちゃん訪問で保健師に育児についての悩みを聞いてもらったり、色々な情報を得ることができた。

- ・市役所は短期間で担当が変わってしまうので、相談しにくい。
- ・福祉サービスの情報や民間の集まりなどの情報は誰に聞いたらいいのか分からない。

(今後について)

- ・フローチャートで「この時期にこんな相談ができる」ということを教えてほしい。

### 保育園・事業所の意見

#### ○保育園

- ・特別支援担当がいる児の保護者会がある園があり、親同士の情報交換の場になっている。

- ・保育園での日々の積み重ねというよりも、児童発達支援事業所等に通わせることに重きをおく保護者もいる。

#### ○事業所

- ・定期的または必要時に面談/家庭訪問/電話相談をしている。
- ・24時間のメール受付をしている。
- ・連絡帳で情報交換をしている。
- ・保護者会を開いている。

- ・保護者が忙しく、関わる時間が持てない。

(今後について)

#### ○保育園

- ・保育園での生活・あそび全ての中に子どもの育ちがあることを理解してもらえよう、伝え方の工夫が必要。

## 3 考察

✓ サポートファイルについては、保護者、保育所等、学校、児童発達支援等、関係機関で十分に活用されていない。

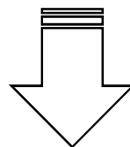
✓ 関係機関間の連携について、各機関間の訪問や情報共有の機会は増えてきたが、子どもの支援方針の検討等に関する連携が十分ではない。

✓ サービスや就園・就学等に関する情報が、保護者や関係機関へ十分に伝わっていない。そのため、保護者が必要としている情報がタイムリーに伝わりづらい。

✓ 子どもの育ちについて、保護者と支援者及び支援者間で共通認識を持ち支援することが十分できていない。

## 4 今後の方向性

- 1) 関係機関(医療機関・保育所等・学校・児童発達支援等)との連携の強化
- 2) 保護者への支援(情報提供・支援のタイミング・子どもの個々の育ちの伝え方等)の充実



- ・サポートファイルのあり方の検討
- ・既存の連絡会の活用や研修等による支援者の資質の向上
- ・保護者にとって必要な情報や相談窓口の周知のあり方の検討

### ③ 精神分野に関するニーズ調査について

# 1 概要

## 意見交換会（書面）の趣旨及び対象者について

趣 旨：次期高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和3～5年度）策定にあたり，障害者の保健医療福祉に関わる当事者・家族・関係機関等の支援者から意見を聴取する。障害者や家族にとってより望ましい形となるよう個別の意見聴取ではなく，他者の意見や考えも提示して意見をまとめたものに対して再度意見を聴取し，課題解決につながる取組を次期計画に反映させる。

対象者：当事者（高知市ピアサポーター登録者のうち郵送可能な人＊転出者を除く）  
家族（高知市精神障害者家族会連合会理事会のうち協力の得られる家族）  
支援者（指定相談支援事業所・障害者相談センター・地域活動支援センター・精神科病院）

# 1 概要

## 書面による意見交換会（精神分野）返送状況

### 第1回目の返送状況

#### 実施期間

令和2年5月19日～令和2年6月1日

#### 対象 74件

（回答 44件 回答率 59.4%）

#### 対象者内訳

当事者 21名（回答 11名 52.3%）

家族 3名（回答 3名 100%）

支援者 50機関（回答30機関 60.0%）

### 第2回目の返送状況

#### 実施期間

令和2年6月19日～令和2年6月30日

#### 対象 74件

（回答 24件 回答率 32.4%）

#### 対象者内訳

当事者 21名（回答 8名 38.0%）

家族 3名（回答 2名 66.6%）

支援者 50機関（回答14機関 28.0%）

## 2 結果

### 障害福祉サービスの周知について

設問項目：高知市が作成した「高知市の障害福祉サービス利用等の手引き」の冊子や相談窓口の情報が当事者・家族へタイムリーに伝わるにはどのような方法があればよいか

- 支援者から福祉サービスの紹介をしてほしい。（当事者）
- 「高知市の障害福祉サービス利用等の手引き」の冊子の配布後に利用状況や使い勝手のモニタリングをすることで、利用意識が高まるのではないか。（支援者）
- 高知市精神障害者家族会連合会が周知する（家族）
- ワンストップの窓口を準備する。（支援者）

# 健康的な生活習慣を身につけるための取組

設問項目：当事者や家族及び支援者が当事者に対して日頃取組んでいる，健康管理や健康づくり。また，健康的な生活習慣を身につけるためにあったらよいと思う取組

## 【やっている取組】

- 健康教室の実施や高知市の出前講座による研修の実施。（支援者）
- 生活習慣病の予防のための助言や指導を行っている。（支援者）
- 病院の栄養士に相談している。（当事者）

## 【できそうな取組】

- 通所先で個々に合わせた生活指導・情報提供。（家族）
- 健康結果の分かりやすい説明。（支援者）

# 地域でできる事や担える役割・ 地域に向けて情報発信する方法について

設問項目：当事者や家族，支援者が地域でできる事や担える役割について，地域に向けて情報発信する方法について

- 内容によってできることがあれば参加したい。（当事者）
- 支援者同士の意見交換の場や支援者が啓発活動の参加をする。（支援者）
- 障害・疾患・薬について小・中・高校で話す。（当事者）
- 支援者と相談して考えたい。（当事者）
- 町内会に当事者と参加して一緒に活動している。（支援者）
- 事業所内でイベントを開催している。（支援者）

# それぞれの立場から地域の人達に知ってもらいたい事

設問項目：当事者や家族，支援者の立場から地域の人に知ってもらいたい事について

- 病気や障害についての正しい理解。（当事者・支援者）
- 障害のある人が地域で生活することは普通の事であることを理解してほしい。（支援者）
- 生きていくための環境づくりや支援者等の関わりで当事者がもつ社会や生活のバリアが少なくなることや共に地域で暮らしていけることを理解してほしい。（支援者）
- 福祉サービスを利用している，地域生活している人の実際の様子。（支援者）

# 地域の人に伝えたいことを知ってもらおう 方法

設問項目：当事者や家族，支援者の立場から地域の人に，知ってもらいたい事を  
周知する方法について

- 支援者や利用者が普段から挨拶をして交流を持つようにする。  
（当事者・支援者）
- 利用者と一緒に町内会活動に参加する。（支援者）
- 地域のイベントで疾患について学ぶ機会があればいい。（支援者）
- 講演会など地域の方と交流をもてる機会。（支援者）

# 日頃行っている災害時の備え

n=44

質問項目	当事者	家族	支援者
災害時の避難場所を決めている	10	2	22
持ち出し物(薬・薬手帳・食料・水等)の準備をしている	3	1	15
支援を受ける際に配慮してほしいことや伝えるためのヘルプカードを作成している			1
隣近所の人と交流するようにしている	4	1	4
町内会活動に参加している	2	1	3
町内の防災活動に参加している	2	1	3
通所事業所等での避難訓練に参加・実施している	3		19

(複数回答可)

設問項目: 当事者や家族, 支援者が日頃から行っている災害時の備えについて

○避難場所については, 決めていると答える人や機関が多い。

○持ち出しの準備については, 支援者ではできているところもあるが, 十分に準備していない人も多い。

# 災害時に孤立しないために今後できそうな取組

設問項目：災害時に障害のある当事者が孤立しないために、当事者や家族、支援者が今後できそうな取組について

- 町内の人と一緒に避難場所を確認する。（当事者）
- 支援者が当事者と一緒に地域活動や防災イベントに参加して支援機関や地域との結びつきを強化する。（支援者・家族）
- 関係機関と民生委員等と連携し災害時支援がスピーディにできるよう情報共有を行う。（支援者）
- 自主防災組織と障害のある人との橋渡し。（支援者）
- 日頃から当事者や職員が地域との交流を図る。（支援者）

### 3 考察

- 当事者や家族は、個々の状況に応じた情報が支援者から提供されることを求めている。
- 健康的な生活習慣については、個別や事業所ごとに工夫して取り組んでいるので、さらにその取組が広がるよう働きかける必要がある。
- 地域活動をしている人や求められれば地域活動に参加したいと思っている人がいる。また、当事者の病気や障害について理解してもらいたい思いがあり、機会があればそれぞれの立場で発信することができることも分かった。
- 災害時の避難場所は、8割近くが確認できており、個人や事業所で災害時の備えをしている所もあった。しかし持ち出し品の準備や地域の防災イベントへの参加は少ない。

## 4 今後の方向性

- サービスを利用したことがない人も家族会の活動や精神科病院などの支援者から情報を取得できるように、有効な手段や周知方法について検討していく。
- 支援者と当事者が一緒に健康づくりについて取り組めるよう、障害福祉サービス事業所等に積極的に働きかけていく。
- 当事者・支援者・家族がそれぞれの立場から発信できる力を、地域をコーディネートしていく機関が調整して地域とつながるようしていく。
- 災害時に孤立しない準備を事業所等で実施していけるような働きかけを検討する。

## 2 次期計画の概要（案）について

別紙資料3

### 3 高知市重症障害児（者）等 在宅レスパイト事業について

別紙資料 4

## 4 改正社会福祉法について

## I. 福祉政策の新たなアプローチ

- 一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化
- 「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と  
「つながり続けることを目指すアプローチ（伴走型支援）」
- 「専門職による伴走型支援」と  
「地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」  
⇒ 重層的なセーフティネット

## II. 市町村における包括的支援体制の整備の在り方

### 1. 新たな事業の創設

#### ①断らない相談支援

→ 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

#### ②参加支援

→ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かし、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

#### ③地域づくりに向けた支援

→ 地域社会から孤立を防ぎ、地域における多世代交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

### 2. 包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点

- 地域のニーズや人材、地域資源の状況等の見える化・分析。地域住民や関係機関等と議論をし、共通認識を持ちながら取り組む。
- 事業実施後も、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、改善する。
- 関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置。

## III. 包括的な支援体制の整備促進のための基盤

### 1. 人材の育成や確保

- 研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。
- 庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけではなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。
- 事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。

### 2 地域福祉計画等

- 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき

### 3 会議体

- 情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。
- 既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。

各分野ごとの補助金  
一括交付（令和3年度～）の検討

# 社会福祉法の改正（R3.4.1施行）

一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）のように、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制には以下のような課題がある。

- 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等により活動が限定される。

こうした状況を踏まえ、昨年度に開催された「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」において議論された内容が基盤となり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できるよう、社会福祉法が改正された。

## ◆ 社会福祉法第百六条の三 （包括的な支援体制の構築）

地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

この「包括的な支援体制の構築」を進めるため、これまでの「**地域共生社会実現のための包括的支援体制構築事業**」を基盤とした「**重層的支援体制整備事業**」が創設された。

## ◆ 社会福祉法第百六条の四 （重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、「**重層的支援体制整備事業**」を行うことができる。

### 【重層的支援体制整備事業】



I・Ⅲの事業に係る各分野（高齢・障害・子ども子育て・生活困窮）の国庫補助等が一括交付金化される。

#### 社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設**する。
- 事業実施の際には、下記 I～Ⅲの事業は全て必須・・・新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、**交付金を一括化する**。

新たな事業の全体像

#### I 相談支援

### 包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

#### II 参加支援

・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応  
（既存の地域資源の活用方法の拡充）  
※ 既存の取組で対応できる部分は、既存の取組を活用

（狭間のニーズへ 就労支援 見守り等居住支援の対応の具体例）

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

- ・世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート
- ※ これまで結びつきのなかった人と人がつながり、新たな参加の場が生まれ、地域の活動が高まる。

I～Ⅲを通じ、  
継続的な伴走  
支援を実施

#### I 相談支援

現行の仕組

- 高齢分野の相談
- 障害分野の相談
- 子ども分野の相談
- 困窮分野の相談

断らない相談支援

- 属性や世代を問わない相談
- 新 多機関協働の中核
- 新 専門職による伴走支援

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における属性を超えた相談支援を促進。

#### III 地域づくりに向けた支援

現行の仕組

- 高齢分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 障害分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 子ども分野の居場所や参加の場を生み出す事業
- 困窮分野の居場所や参加の場を生み出す事業

地域づくりに向けた支援

- 住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保
- 交流・参加・学びの機会を生み出す  
コーディネート機能

※ 各制度の補助等について一体的に執行することにより、市町村における多様な居場所や参加の場の創出等を促進。